第10回 (平成28年6月3日)

○松元総務課長 それでは、定刻になりましたので会議を始めます。 本日は全委員が御出席となっております。 それでは、以後の進行につきましては堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから第10回個人情報保護委員会を開催いたします。 本日の議題は4つです。

議題1「要配慮個人情報に関する政令の方向性について」、事務局に基本的な考え方について資料をまとめさせましたので、事務局から説明をお願いします。

○岡本企画官 本日、これまで政令の方向性、委員会規則の方向性ということで説明させていただいておりますことにつきましての引き続きのものでございまして、1つが政令の方向性のうちの要配慮個人情報、もう1つが委員会規則で主に定めていく匿名加工情報についてでございます。

○事務局 まず要配慮個人情報に関する政令の方向性について、資料1をご覧ください。 1つ目、趣旨でございますけれども、改正法において要配慮個人情報は「本人の人種、 信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不 当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして 政令で定める記述等が含まれる個人情報」といった形で定義をされております。何を政令 で定めるのか、定めるべき事項について検討が必要だと考えます。

「2. 政令の規定事項について」です。具体的に政令に何を定めるのか。その検討に当たっては他の法令の規定、我が国における社会通念等を参考に、差別や偏見の生じるおそれの有無等を勘案して、その範囲を定めていくこととしますが、医療あるいは研究の現場において従前からの運用と齟齬が生じ、混乱が生じることのないように留意し、検討する必要があると考えます。

具体的に政令に定める事項についてですが、①「病歴」に準ずるものと、②「犯罪の経歴」に準ずるものとして整理をいたしました。

まずは①「病歴」に準ずるものとして診療情報、調剤情報、健康診断の結果、保健指導の内容というものですけれども、これらは個人の健康状態が明らかとなる情報で、病気を推知又は特定させる可能性があるというところから、要配慮としてはどうかと考えております。

障害については、他の法令においても障害を理由とした差別、権利利益の侵害を禁止しているといった点がありますので、これらを勘案したものです。

ゲノム情報は、個人の現在の健康状態を表すだけではなくて、将来発症する可能性や非 発症保因者として子孫へ遺伝子変異を伝える可能性があるというところを勘案したもので す。

さらに、②「犯罪の経歴」に準ずるものとしては、1つ目として被疑者又は被告人として刑事手続を受けた事実です。被疑者又は被告人として刑事手続を受けた事実というもの

は、犯罪への関与が強く推察され、社会から不利益な扱いを受けることが考えられること を勘案したものです。

2つ目として、非行少年として少年保護事件の手続を受けた事実です。これは成人の場合と同様に差別や偏見を生じさせ、本人の更生を妨げ得るものと考えることを勘案したものです。

続きまして2つ目として、要配慮個人情報の取得時の本人同意の例外についてです。改 正法では本人の利益や他の利益のためにやむを得ない場合には、例外として本人の同意な く要配慮個人情報を取得できる規定が設けられています。政令においても、これらに準ず るものを定めたいと考えておりまして、定める事項を2つ、そこに記載をしております。

1つ目として、本人の外形上、要配慮個人情報に含まれる事項が明らかな場合であって、 撮影等を通じてその要配慮個人情報を取得するときです。これは身体に障害を抱えている 事実が映像等に映り込んだ場合などに、事業者の負担を勘案するといった点、あるいは本 人にとっても社会生活を送るに当たって、自己の要配慮個人情報に含まれる事項が公に認 識されることが想定されていると考えられます。

2つ目ですが、委託、事業承継、共同利用に伴う提供を受ける場合です。これらについては第三者提供に当たらないと法律上整理されておりますので、この取扱いとの整合を図るため、取得時の本人同意の例外として規定するものです。

ここまでが今般、政令で定める要配慮個人情報の事項と取得時の本人同意の例外事項についての説明でございます。

続きまして前回4月12日において御議論いただいた際に、委員の皆様方から性的指向、性自認、労働組合の組合員であること、介護に関する情報という点について御意見を頂きましたので、その点について確認しておきたいと思います。

例えば性的指向、性自認については、「議論が一定の方向に収れんしているかというと、 そこまでの合意はない。非常にデリケートな問題を有するため、もっと議論をしていく必要がある」という御意見。

労働組合の組合員であることについては、「差別や偏見があるという感覚は余りない」 という御意見。

介護に関する情報については、「介護を必要とする方は元々病気、障害を原因とすることが多く、病歴や障害を要配慮個人情報とすることで保護が可能ではないか。差別や偏見が生じるという概念に違和感がある。むしろ情報共有が必要な分野で地域でのサポートに必要な情報である」という御意見を頂きました。これらの御意見を踏まえ、これらの3つの事項については今般の政令には定めない方向で整理をしたいと考えております。

もう一つ、これは前回の4月12日の議論の際に、委員の皆様方から諸外国と日本のセンシティブデータの定義について比較が重要であるという御指摘がありました。日本の法律事項と諸外国の状況を比較してみると、日本には例えば社会的身分があったり、外国には健康、遺伝子データ、生体データ、労働組合の加入の状況あるいは性生活の分野がセンシ

ティブデータとして定義付けられていたり、諸外国によってセンシティブデータの定義状況が様々な状況になっております。

国際的整合性というところから考えた場合に、例えばOECDにおいても加盟国全体に適用できる統一的な定義付けは困難だということも見解として示されておりますので、日本としては要配慮個人情報の定義の検討に当たっては、当然他国の状況を参考にしつつ、我が国の社会通念、歴史的な背景といったものを踏まえて、差別や偏見が生じるおそれの有無を勘案して、独自に定めていくことが望ましいのではないかと考えております。

もう一点、これも委員から御質問、御懸念がございましたけれども、健康診断の結果を 会社で保管管理する必要性がある中で、健康診断の結果を要配慮個人情報とすることによ り本人同意に応じない人が出てきた場合に不都合になるのではないかという御質問がござ いました。

結論から申し上げると、個人情報保護法第23条第1項第1号に定める法令に基づく場合に該当しますので、大きな混乱はないのかなと考えております。これは新しく解釈を示したわけではなくて、既に厚生労働省において雇用関連分野における個人情報保護に関するガイドライン又はそれに基づく労働基準局長通知において、事業者が労働者の健診の結果を取得することは法令に基づく場合に該当すると整理がなされておりますので、それに基づく整理という形です。

もう一点は、メンタルケア、メンタルサポートの必要な方がいた場合に、職場でのサポートがしづらくなるのではないかという御懸念がございました。この点については、事業者が取得した情報を社内の他の労働者に共有することは個人情報保護法上、第三者提供には当たらないと考えられますので、この点も問題はないのかなと考えております。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございました。

ただいま要配慮個人情報について事務局から説明がありましたが、これについては4月 12日に少し議論をしていただきました。その際に出ました意見等も踏まえて整理していま す。ただいまの説明につきまして御質問、御意見をお願いします。

手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 諸外国との比較は、今後我々がやっていく中で非常に役立つと思います。ど うもありがとうございます。

社会的身分のところは我が国だけというところ。これが他の各国のバランス上どういう 影響を与えるかということだけ、きちんと押さえておくことが大事かなと思います。是非 その点をよろしくお願いいたします。

○堀部委員長 諸外国との比較は、例えば、ヨーロッパはヨーロッパで1つの共通の考え 方があると見ていいと思います。

前回4月12日のときにも言いましたけれども、OECDでは、1978年から1980年にかけてプライバシーガイドラインをどのようなものにするかについて随分議論がありました。OECD

理事会勧告の他にそのときの議論をまとめたエクスプラナトリー・メモランダムという説明メモがありまして、その説明メモランダムのところに、これも以前申し上げましたように、センシティブだと万人に認められるようなデータを定義することは不可能であるということで、OECDの8原則の中には入っておりません。

日本でも国レベルでは1982年に行政管理庁のプライバシー保護研究会で報告書をまとめましたが、そのときもこの問題は議論しました。結論的には、何がセンシティブなデータであるかを法律で定めることは困難であるということになりました。1988年に行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律が制定されましたが、入っていませんし、2003年の個人情報の保護に関する法律でも入れませんでした。

他方、地方公共団体におきましては、非常に身近なところで様々な問題が起こり得ますので、様々な言葉を使っていますが、社会的身分というものもあります。それに関する情報については慎重に取り扱うべきであるとか、あるいは取り扱ってはならないなど条例によって表現は異なります。

加藤委員、どうぞ。

- ○加藤委員 国ごとになかなか難しいということも理解します。例えば健康とか病気は多分国ごとに随分中身が違うのだろうという気がするのですけれども、1 つ分からないのは、ゲノム情報はなぜ他の国は扱っていないのか。これも様々な状況があるのでしょうけれども、普通何となく感覚だとゲノム情報はセンシティブデータでいいのではないかという感じがするのですけれども。
- ○堀部委員長 ゲノムはむしろ最近の議論なので、ゲノムをどうするかもこれまたここで 議論いただいてと思います。
- ○嶋田委員 それに加えてゲノム情報というと、なかなかまだ世の中でこういうものであるという定義の認識がないですね。今回の例で書いていただいたのは、ゲノム情報とは「DNA の塩基配列に解釈を加え意味を有するもの」、遺伝情報とは「ゲノム情報の中で子孫へ受け継がれるもの」と定義されたということですので、これから推測すると日本のほうが少し網掛けを大きくしたという意思を感じるのですけれども、どうなのでしょう。ゲノムという言葉をここで使う意味というのも、これから問われると思います。
- ○堀部委員長 様々な使い方がありますし、昨年10月にオランダのアムステルダムで開かれましたコミッショナー会議でも、専門家が随分出てきて議論をしております。ゲノムの場合には、その個人ばかりではなくて親も子孫も関係します。一体誰の同意を得るのかということもあり、難しい問題があります。

EU一般データ保護規則というものが4月に採択されまして、2年後の5月に発効いたします。そこでは今度はゲノムをセンシティブデータに入れたということです。1995年のEUデータ保護指令、ディレクティブでは入っていなかったのですが、2016年のレギュレーションではそれが入ってくるというように、その時代の変化に応じて変わってくるところもありますので、そういうことも考えながら進めていかなければなりません。

其田事務局長、どうぞ。

- ○其田事務局長 今、嶋田委員がおっしゃった定義は、タスクフォースでの定義付けでありますので、私どもの政令にどう書くかはまだ調整が必要でございますし、政令の解釈としてどうかということは、またガイドラインなりQ&Aなりにどういうものを含むのかというのは解説していくことになるのだろうと考えています。
- ○嶋田委員 ゲノムと遺伝子とで単語が違っていたものですから、そこは修正をしないと いけない。
- ○堀部委員長 その辺も政令にしていくときには厳格に言葉遣いも考えなければなりません。

山本参事官、どうぞ。

○山本参事官 今の件について補足させていただきます。

まずDNAの塩基配列をデータ化したものをゲノムデータ、データとしてのそのものの情報ということになりますが、これに解釈を加えましてどのような、例えばこのデータが何を示しているかということについての解釈を加えたもの、このタスクフォースではゲノムデータに解釈が加わったものをゲノム情報というと御理解いただければと思います。

要配慮個人情報として取り扱うべきものは、むしろデータそのものよりは解釈が加わったこちらの情報なのではないかというのがタスクフォースでの定義になっておりまして、 基本的には私どももそういう考え方かなと思っております。

これをどのように位置付けていくかということについては、今、事務局が申し上げたとおりですし、EUとの関係でも、まさに委員長が今おっしゃっていただいたように、データ保護指令上ではこれは該当し得る状況が、データ保護規則では明示的にゲノムデータを含むということになったという明確化の時代の流れになっていると思います。EUの解釈運用のところはまた引き続き、我々としてもよく情報交換、情報収集をしながらということだと思います。

ゲノムデータそのものは前回委員会でも御審議いただきましたように、個人識別符号と して位置付けられるものとして既に御議論いただいておりますので、そのような関係性に あるということだけ補足をさせていただきました。

- ○堀部委員長 阿部委員、どうぞ。
- ○阿部委員 ちょっとお伺いしていいですか。このゲノムという言葉そのものを政令で使 う予定なのですか。もう少し分かりやすいような日本の漢字だとか、そういうもので置き 換えるとか。
- ○其田事務局長 これは先例を調べたりとか、あとやはり政令ですと厳格性が求められま すので、またそこは案文を作成した段階で御相談をさせていただきたいと思います。
- ○阿部委員 もう一つお伺いしたいのですが、社会的身分というのは、イメージとしてどのような内容を考えればいいのでしょうか。例えば英国だと貴族制度がいまだに残っているので。それは要配慮個人情報ではないということですか。

- ○堀部委員長 日本の場合にはそれとは違う側面での議論かと思います。
- ○其田事務局長 自分で変えられないことという概念があると思います。ですから課長だとか社長等の役職は入りません。
- ○堀部委員長 労働組合の加入は社会的身分には入らないのですね。
- ○山本参事官 差別、偏見につながり得るものとして要配慮個人情報に、法律上、社会的身分というものが入ったのは、今、委員長がおっしゃったような自治体におけるそれぞれの積み重ねも我々は配慮したというのがこの経緯だと思いますし、自力で生まれ落ちたときに変えようのない境遇として例えば嫡出子、非嫡出子というものもございますので、そういったことも念頭にという整理かと思います。
- ○堀部委員長 丹野委員、どうぞ。
- ○丹野委員 政令に関して申し上げれば、方向性に関して申し上げれば妥当だろうなと思われます。ゲノムの話も先ほどありましたけれども、ゲノム情報と、遺伝子データ、生体データとがフィックスするのかという話もありますけれども、それはそれとして要配慮情報としては切り出したほうがいいと思っております。むしろここの部分は非常に注目度が高いので、それをブレークダウンして、我々が広報していく段階でどのように誤解だとか齟齬を招かないようにやっていくかということが非常に大事なのではないかと考えます。
- ○堀部委員長 熊澤委員、どうぞ。
- ○熊澤委員 諸外国の状況を考えてみると、先ほど加藤さんおっしゃったように、そろっているようでそろっていない部分がすごくあると思うのです。やはり国によって国情が異なりますので、歴史的なものとかそういったもので違ってくる。完全にそろえることが目的ではなくて、いかにうまく両方を両立することができるかということで、これはEUだけではなくてアメリカ、APECとか、その辺のところとどのようにうまく握っていくかということになろうかと思いますので、そろえることを気にしないできちんと国益にかなった形でこういったものも1つ要素になりますので、定めていきたいと思っておりました。

あと、先ほどの法令で既に整理がされている部分に関しまして、私も勉強不足でしたが、 やはり事業者、なかなか法律のことはよく分からない部分がありますので、きちんと混乱 がないように今後広報をしていく必要があるのだろうと思います。その辺のところも議論 していきたいと思います。

○堀部委員長 ありがとうございました。 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 特にEUの基準との整合性の問題がいずれクローズアップされることになると思うのですけれども、今回、政令の案として固め、これはこれで個別なもので定めるということで結構ですけれども、今後いろいろな状況判断だとか技術認識を深めていく過程で、流動的に考えていく場面もあり得るのではないかと思うのです。今回の案は非常に固くできていますので、社会情勢などその辺の今後の成り行きに合わせて検討していく必要があろうかと思います。

- ○堀部委員長 其田事務局長、どうぞ。
- ○其田事務局長 今おっしゃっていただいたことは、これは要配慮個人情報の定義だけではなくて、様々なところで、今回スタートなのでやってみたことで考え直していかなければいけない部分は多々あるだろうと思います。それはEUとのハーモナイゼーションだけではなくて、もちろん、他のAPECであるとか、アメリカであるとか、様々なところで議論はあると思います。でも、それよりも何よりも日本の国内の個人情報に対する感覚であるとか、感情であるとか、感性であるとか、実際の取扱いの実態とか、あるいは世の中で起きる事件だったり事故だったり、そういった国内の変化とか現象に応じて考えていく必要がある部分も出てくると思われますので、全てのルールは今回で全部終わりということではなくて、個人情報保護法そのものも3年見直しというものが法律で義務付けられておりますので、その法律で見るのか、あるいは政令規則を書き換える必要があるのかというのは、常に歩きながら考えていくことかなと思います。

○嶋田委員 蛇足になるのですが、労働組合のところが気になって調べたら、労働組合法第7条第1号で、労働者が労働組合に加入したり、労働組合を結成したり、労働組合が正当な行為をしたことを理由に不利益になる取扱いをしてはならないということは定められていますので、法律では結局労働組合のところは差別しないよう押さえられているということが分かりましたので、そこは皆さん御存じなのかもしれないですけれども、安心していいなと思いました。

自分の会社でないユニオンに入られる方の目的は、連帯ユニオンに入る方は、勤め先に 関係なく団体交渉ができるというメリットですから、その時点で本人の意志として秘匿性 ということではなくなっているので、ここはそういう事情があれば日本の場合はきちんと 手当てできていると考えていいかなと感じました。

○堀部委員長 個人情報保護法の要配慮個人情報として、政令をどうするかということを議論しているのですけれども、それぞれの項目について法律との関係などは、政令にそこまで書けませんので、解説なりしていくことになろうかと思います。健康診断は労働安全衛生法に定められているとか個々の問題について様々あります。ただ、法律にあるからそれでいいということではなく、一般的に要配慮個人情報だということで取得する場合には同意を得るというのがこの趣旨ですので、それがある程度明確になっていればいいと思います。今日の議論を踏まえて次の段階に進んでいきたいと思います。

阿部委員、どうぞ。

- ○阿部委員 障害者差別についても禁止する法律ができて、障害者差別もしてはならないということですが、こちらはまだできたばかりで定着していないのですけれども、ですから特に労働組合関係では定着していると考えて、法律で書いてあるような実態がかなり実現しているという解釈で試していくという考え方だと、障害者の関係と矛盾なく説明できるのかなと思います。
- ○堀部委員長 それぞれの規定がそれぞれの法律の目的で定められていますので、それと

また少し違う観点からセンシティブデータの問題というのは国際的にも議論になってきたところです。全てが法律との関係でどうなるのかというようにうまく整理できるか分かりませんが、少なくとも今まで出たようなことで調べていただいています。それを踏まえてここで政令案としてどのように考えられるか出していくということです。いずれにしても今日こういう形で方向性について議論いただきましたので、今日の意見を踏まえて更に次の段階に進んでいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

- ○堀部委員長 では、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。 次は議題 2 「匿名加工情報に関する委員会規則等の方向性について」、事務局に基本的 な考え方について資料をまとめさせましたので、事務局から資料の説明をお願いいたしま す。
- ○事務局 お手元に資料2はございますでしょうか。こちらの資料2に基づきまして、説明させていただきたいと思います。
- 「1.委員会規則の趣旨」でございますが、匿名加工情報は個人情報を加工して、特定の個人を識別できず、かつ、作成の基となった個人情報を復元することができないようにしたものでございます。このようなものにつきましては、取扱いによって基本的に個人の権利利益を侵害することはないと考えてございまして、そうであれば個人情報の取扱いにおいて目的外利用や第三者提供に当たって本人の同意というものが求められているところ、そのような取扱いについて個人情報に関する義務よりも緩やかな一定の規律の下で匿名加工情報を取り扱ってもよいのではないかということで、現規定が設けられておるところでございます。

この一定の規律につきまして、①加工に関する基準、②加工方法に関する情報等の漏えい防止措置基準、③作成に当たっての公表、④第三者提供に当たっての公表・明示につきましては、委員会規則で詳細を定めていくことになってございます。委員会規則の検討に当たりましては、法案審議の際に政府側から示された考え方を踏まえることとしてはどうかというふうに考えてございます。

「2.委員会規則及びガイドライン等の記載の方向性」につきまして、まず規則における規定についてですが、①加工に関する基準、第36条第1項に掲げるものでございますけれども、こちらの趣旨といたしましては、匿名加工情報が特定の個人を識別すること及びその作成の基となった個人情報を復元することができないものであることから、そのような状態にすることが一番重要であると考えてございまして、そのために必要な加工手法、その他の必要な事項というものを定めるということが趣旨でございます。

規則で定める基準の方向性でございますが、基準では匿名加工情報を作成する事業者全てに共通する一般的な加工手法、その他の最低限の規律を定めることといたしまして、これに従って事業者が具体的にどのような加工を行うかというところにつきましては、取り扱う個人情報、取扱いの実態、例えばデータの数ですとか、匿名加工情報の利用の目的、

こういったものに応じて定めることが望ましいと考えてございまして、認定個人情報保護 団体が作成する個人情報保護指針等の自主的なルールに具体的な加工については委ねることとしてはどうかと考えてございます。

②加工方法に関する情報等の漏えい防止措置基準、第36条第2項に掲げるものでございますが、こちらの趣旨といたしましては、加工によって削除された情報や加工の方法が判明するということは、作成の基となった個人情報の復元につながり得ると考えてございます。したがいまして、加工に関する情報が第三者に取得されることのないように漏えい防止のための措置を講ずることが必要であり、このためにその基準を定めるということがこの法の趣旨でございます。

規則で定める基準の方向性でございますが、匿名加工情報は作成の基となる個人情報又は匿名加工情報の内容が個人情報取扱事業者ごとに異なることを想定してございます。このことから漏えい防止のために講ずる具体的な安全管理措置も異なり得るというように考えております。したがいまして、規則で定める基準につきましては、具体的な措置内容を規定するのではなく、そういった措置内容を把握しつつ、漏えいを防止するための措置として類型化して定めることとしてはどうかと考えてございます。

2ページに現在考えております具体的な措置について※で注記してございます。事業者が行うべき措置につきましては、匿名加工情報の作成に携わる者、ここでは作成従事者と呼ばせていただきますが、こちらを限定する等の社内規定の策定、作成従事者等の監督体制の整備、個人情報から削除した事項及び加工方法に関する情報へのアクセス制御、不正アクセス対策等を行うことが考えられます。規定ぶりについては、今後具体的に検討していくこととしてはどうかと考えてございます。

③匿名加工情報の作成に当たっての公表については、第36条第3項に規定するものでございます。こちらの趣旨につきましては、個人情報取扱事業者に対して作成した匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目に係る公表義務を課すことによりまして、本人が自己の個人情報を基に匿名加工情報が作成されていることについて確認するための情報提供をするということでございます。規則で定める事項の方向性につきましては、「作成した匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目の公表方法」そして「作成した匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目の公表方法」そして「作成した匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目の公表時期」、こういった手続的なところを定めていきたいと考えてございます。

④匿名加工情報の第三者提供に当たっての公表・明示につきましては、作成者におきましては第36条第4項、提供を受けた者、取り扱う場合の匿名加工情報の取扱事業者については第37条に規定するものでございます。

こちらの趣旨につきましては、個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者に対して、第三者に提供する匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目に係る公表義務を課すことによりまして、御本人様が自己の個人情報を基に作成された匿名加工情報が第三者に提供されることについて確認するための情報を提供するという、先ほどの公表義務と

同じような趣旨でございます。

もう一点は、個人情報取扱事業者等に対して、匿名加工情報の提供先である第三者に当該情報というのが匿名加工情報であることを明示する義務を課すことによりまして、この第三者が匿名加工情報取扱事業者としての義務を履行しなければならないということを認知されるところに趣旨がございます。

規則で定める事項の方向性につきましては、まず「第三者に提供する匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目の公表方法」そして「第三者提供に係る情報が匿名加工情報である旨の明示方法」、こういった手続的なところを定めていきたいと考えてございます。

続きまして「(2)ガイドライン等の記載事項について」と掲げているところでございます。ガイドラインにおきましては、この次のページに書かせていただいているようなところの他、規則で定める事項の解説や講ずべき措置の例示等を記載することといたしまして、また、実際に匿名加工情報を活用したいと考えている事業者が円滑に制度を利用できるよう、事務局レポートやQ&A等の整備をしてはどうかというふうに、こちらを検討してはどうかということでお諮りしたいと考えております。

なお書きのところでございますが、改正される行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、そして独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の非識別加工情報というものが設けられてございますが、こちらの非識別加工情報を民間部門の事業者が取得した際、取得者が匿名加工情報取扱事業者に該当する場合には、個人情報保護法の匿名加工情報取扱事業者等の義務というものも、第4章第2節に掲げるところに従わなければならない旨を明記してはどうかと考えてございます。

おめくりください。先ほど次ページに掲げる事項と申しましたところですが、幾つかピックアップさせていただいております。

1つ目、加工に関する基準につきましては、規則に定める各手法等の説明をしてはどうかと考えております。

2つ目、加工方法に関する情報等の漏えい防止措置義務につきましては、規則に定める 措置の類型の説明をしてはどうかと考えております。

3つ目、識別行為の禁止という義務が書かれてございますが、こちらについては利活用するために識別行為の禁止義務との関係でどういった行為ができて、どういった行為ができないのかということが明らかとなる要素の義務の内容の説明をしてはどうかと考えてございます。

注書きで事務局レポートというところが何なのかということを書かせていただいておりますが、こちら規則・ガイドラインは事業者が遵守すべき事項を規定するものですけれども、匿名加工の手法、データ処理等について認定個人情報保護団体の自主ルールを作成する際の参考となるような事項あるいは考え方について、事務局レポートの作成を検討してはどうかということでございます。

続きまして、整理ということではございませんが、大きなところとしまして匿名加工情報取扱事業者の義務(第4章第2節)に関するガイドラインについては、以下の方向性で記載する内容を検討してはどうかと考えてございます。

まず、加工に関する基準についてですが、先ほど説明させていただきましたとおり、規則において一般的な加工手法等を定めることとしていますので、ガイドラインにおいては規定する各手法等について説明することとし、また、基準に従って加工することについて、具体的にどういったことをしなければならないのかというところが想像しづらいところがあるのではないかと考えてございまして、簡易なデータセットを用いてどのように個人情報を加工するのか等の具体例を記載してはどうかと考えております。

次に、加工方法に関する情報等の漏えい防止措置基準についてですが、匿名加工情報の漏えい防止措置については、匿名加工情報は積極的にデータを利活用する事業者さんが活用してくださることを想定してございますので、特に中小企業を想定した書き分けというのはしないこととしてはどうかと考えてございます。

最後に、安全管理措置等については先ほどの漏えい防止とは異なりまして、匿名加工情報そのものについての取扱いについてでございます。匿名加工情報の安全管理、苦情の処理等の措置を自主的に講じて公表することが努力義務として規定されているものでございます。特に安全管理措置に関しましては、義務として課されている個人データの安全管理措置のところとの違いに留意しまして、ガイドラインにおいては不適切な取扱いにより、悪意ある者に匿名加工情報が渡ってしまうことを防ぐという法の趣旨、そして管理水準としてある程度抽象的なものを示すことにとどめてはどうかと考えてございます。努力義務規定ですので、書いたことを全て遵守してしまうというのが日本の事業者さんの良いところかと思いますけれども、そういったところに配慮しつつ、抽象的な記載としてはどうかということをお諮りするものでございます。

事務局からの説明は以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございました。

ただいまの匿名加工情報に関する委員会規則等の方向性について、御意見、御質問をお願いします。

熊澤委員、どうぞ。

- ○熊澤委員 事務局レポートの件ですけれども、ここに要は認定個人情報保護団体の自主ルールを作成する際の参考となる事項、考え方についてレポートを作成するとありますけれども、なかなかイメージがつかめなくて、ガイドラインがあって、認定個人情報保護団体が自主ルールでやる。その間にあるものなのか、それを参考とするものとあると思うのですが、どんな感じのイメージのものを考えられているでしょうか。
- ○事務局 事業者によって扱うデータとかが多様であるわけです。なので情報の種類によってリスクの考え方というものも色々変わってくると思いますので、そういったところを提示してあげるというのが1つかなと思っています。

あとはこの制度自体が利活用を推進するものなので、その活用イメージというものが 1 つ湧くような内容を織り込めればと考えております。ユースケースは幾つかあるという形 になると思いますけれども、そういったものを考えています。

○堀部委員長 法律上は、委員会規則については、今、説明していただいたようなものになります。ガイドラインについては、個人情報保護法第7条に基づく「個人情報に関する基本方針」でも策定するようにということもあります。それから、第8条に地方公共団体等への支援とありまして、地方公共団体又は事業者への支援となっていまして、その事業者が取り扱う個人情報について指針を策定するものとするというような規定になっております。法律上はこのガイドラインまではこの委員会で作っていくことになります。

もう一つは、また、法律に基づいて認定を受けた団体は個人情報保護指針を策定します。 法律的にはそうなっているわけですが、認定個人情報保護団体は実際に匿名加工情報とい うのはどのようにすればいいのかということについては内外共に様々な議論がありまして、 そういう様々なものを含めて事務局レポート、名称をどうするかはまた別途検討しますが、 そういうもので参考にしていただくようなものを作ってはどうかということで提案しております。

アメリカの連邦取引委員会でもスタッフレポートという形で随分大部のものが出てきております。アメリカの場合には連邦取引委員会は個人情報保護委員会と同じ合議制の機関です。個人情報保護委員会は9人で、アメリカの場合は5人ですけれども、そこでも議論をします。スタッフレポートが出たりしますと、非常に広く参考にされます。それを連邦取引委員会のレポートとするために委員会で議論をして、委員会としてのレポートになるものもあるのですが、その場合には委員の中には反対意見、この点については自分はこう考えますということも記載されているものが出てくることもあります。

イギリスのコミッショナーは独任制といいますか、日本の行政機関で大臣制のことを独任制という言い方をしますが、それに倣って言えばインフォメーションコミッショナーという1人の人に女王陛下は全ての権限を与えて、そのコミッショナーが1人で全体を取り扱うことになり、インフォメーションコミッショナーズオフィスがあります。事務局としてそのオフィスに専門家がいまして、そこで例えば匿名加工情報の関係ではアノニマイゼーションについてのレポートが確か2012年にまとめられています。日本で議論する際に随分参考にいたしましたけれども、そういうものが出ております。他の国でもそういった形でいろいろ出ていることもあります。ですからイギリスの場合にはインフォメーションコミッショナーズオフィスという名前で出しております。オフィスを事務局と訳せば事務局レポートということになります。

嶋田委員のお話では、イギリスの場合、大学も関わっているということですが、様々な 形で大学も関わってきますし、日本でも大学の関係者の協力を得ていくということは今後 考えていかなければならないところです。それぞれの分野で違うかと思いますけれども、 IT戦略本部のパーソナルデータ検討会で随分議論をしましたときは、技術的にどういうこ とが可能かということも技術ワーキンググループにおいて技術関係の専門家が随分検討して、その結果も出てきております。

そういうものを踏まえて、技術的に全てを解決するというのは無理なので、法的にも対応してほしいという意見でした。個人情報保護法の去年の改正で、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするという、2つを明確に定められたところですが、それを基本に据えて委員会規則、ガイドライン、それから、それぞれの分野に応じて特色がありますので各認定個人情報保護団体で基準を定めるということにもなります。それでいくと3層にわたって全体として匿名加工情報をどうするのがいいのかということが、議論になっていくということになります。そのうち、今日は委員会規則とガイドライン、それらに加えて事務局レポートを出していくのはどうだろうかという形で出しております。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 今の事務局レポートについてですが、事業者にとって非常に有益で使いやすい、分かりやすいものになっていくことを望むのですけれども、事業者も様々ですし、使いやすさの点で内容をどこまで細分化して取り決めてあげるのが良いのかという点に関しても、多くのことをまだ検討していかないといけないと思います。レポート作成に当たってどのような検討を重ねて、どのようなステップで作成していくのかというのが今、イメージで結構ですので教えていただきたいのと、あと大まかなスケジュール感も教えていただけますか。

○其田事務局長 事務局のレポートは、もちろん事務局の中にもそれなりに知見のある民間の人を採用していますから、そういう人が出てもちろん検討するということに加えまして、もちろん外部の専門家の御意見も伺いながらというところはあるかと思います。それから、データを扱っている企業にも場合によってはお話を伺うことがあるかと思います。手法としてはそういうことだと思います。

スケジュールにつきましては、ここはまだ書き始めるか書き始めないかぐらいですので、今、何月に委員会に見ていただけるような状況になりますということは申し上げにくいのですけれども、なるべく早くというふうには思っておりますが、ただ、政令、規則、ガイドラインをパブコメに出すような段階でガイドラインを出せるだろうとは思っておりませんので、もう少し視野の長い話かなと思っています。ただ、来年の施行に向けて民間企業が少しこういう制度ができて規則もガイドラインも出そろって、自分たちのところで匿名加工制度を使って何かしようかなということを検討したいと思うような時期には出せたらいいなと、理想的にはそう思っています。

- ○堀部委員長 宮井委員、よろしいですか。
- ○宮井委員 はい。レポート作成のスケジュールと全体のスケジュール感もあると思いますので、やはりそこは整合性をとっていかないと有益なものになかなかなりにくいので、 そこのタイミングは考えていただければと思います。

- ○其田事務局長 施行の準備をする中で考えます。
- ○堀部委員長 手塚委員、どうぞ。
- ○手塚委員 委員長からお話のあった全体をとじるように考える際には、自主ルールの部分まで含めて考えていくという中で、階層的に考えていくと法律があって規則があってガイドラインがあって指針、自主ルールがある。そういう大きく4つある。その横というか脇にスタッフレポートというものをうまく参考にしてやっていくという構造だと思うのです。ですからまずそういう大枠をしっかりとみんなで共有して、その中で全体の中をどのように捉えていくかということだと思うのです。

そこで今回お示しいただいた規則の考え方というのがこのように出てきて、かなり分野によって具体的な匿名加工となると、情報がかなりそれら分野に依存をし、揺らぎがあるといいますか、そういう部分があったりして、そこをどのように表現していくかというのは我々の見識が問われているようなところかなという認識を持っていまして、是非そこのところをしっかりと今後規則をまとめる、更にはガイドライン、その後更に自主ルールに委ねるところというのを、大枠を常に意識しながら我々はまとめていく必要があるのかなと強く感じておりますので、是非その点。一番上は法律があって、法律より出ることはできないと思うのです。法律の傘の下でしっかりとそのところをまとめていく。それぞれの規律に必要なレベル感を考える必要があると思います。そこをやる必要があるかなと強く感じますので、よろしくお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございました。

それでは、これも今日の御意見を踏まえまして具体的な作業に入っていきたいと思いま す。どうもありがとうございました。

次に議題3「国際協力のためのネットワークへの参加について」を事務局から報告をお願いします。

○事務局 今回は、国際協力のためのネットワークへの参加についての御報告をさせてい ただきます。

資料3をご覧ください。この度0ECD勧告に基づいて設置されておりますグローバルプライバシー執行ネットワーク及びアジア太平洋地域にあるデータ保護機関による情報交換を目的として開催されておりますアジア太平洋プライバシー機関フォーラムの2つにつきまして、個人情報保護委員会が正式メンバーとして参加することが認められましたので、その点について御報告させていただきます。

以上になります。

○堀部委員長 ありがとうございました。

何か御質問などありますでしょうか。

私は、グローバルプライバシー執行ネットワーク (Global Privacy Enforcement Network)、GPENと普通言っていますけれども、これについてはその前提となるOECDの理事会勧告(プライバシー保護法の執行における越境協力に関するOECD勧告 (OECD Recommendation on

Cross-border Co-operation in the Enforcement of Laws Protecting Privacy)の案作りに関わりました。その0ECDの勧告を作るためのDーキンググループ、その案を基に理事会勧告の原案をまとめたDーキングパーティにも関わりました。2005年に始まって2007年 6月12日に0ECDの理事会勧告が出ました。枠組み作りに関わってきたのですが、日本では、主務大臣が執行機関になるということもありますし、非常に日本は参加しにくいところもありまして、これまではメンバーとしては申請してきませんでした。主務大臣の権限が、来年、当委員会に一元化されますことを前提に国際協力の枠組みに入ることについてここでも説明して御了承を得ましたので、事務局で必要な手続をとっていただいて、こういうことになりました。

アジア太平洋プライバシー機関というのは、Asia Pacific Privacy Authoritiesで、APPAと言っておりますが、私が記憶しているところでは、1992年にオーストラリアのシドニーでコミッショナー会議がありました。その頃はまだ参加人数も多くなくて、参加者のリストの中に掲載され、オブザーバーも一緒に議論をするような状況でした。その会議の際にアジアで一緒に議論をする場を設けようということが出ていました。1992年にその前身の組織ができたと記憶しています。

日本は、今までオブザーバーとして出ていました。

今度はシンガポールで7月に会議があります。今年の3月末にシンガポールのコミッショナーが委員会に来て、今度はシンガポールで開くから是非来てほしいという要請を受けました。7月上旬に英国で開かれます国際会議に私は出ますので、熊澤委員に行っていただくことにしております。APPAも正式メンバーになることになったということは、国際協力を進めていく上で大変大きな意味を持ってまいります。

次のコミッショナー会議は10月ですので、これからその手続はとらせていただきたいと思います。これは、そういうことで明るいニュースもあるということを是非とも御認識いただきたいと思います。ということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

次に議題4「その他」です。

1件目ですが、日本私立学校振興・共済事業団の全項目評価書の公表につきまして、事 務局から報告をお願いします。

○事務局 日本私立学校振興・共済事業団が作成しました「日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務 全項目評価書」につきましては、5月26日に開催されました第9回委員会において承認いただき、併せて全項目評価書のVI「評価実施手続」の4.

「②個人情報保護委員会による審査」欄への記載事項も決定いただきました。その後、5 月27日に日本私立学校振興・共済事業団から当該欄への記載事項を記載した評価書の提出 があり、事務局にて確認しましたところ、委員会において決定いただいた内容が適切に反 映されておりました。

また、「日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務 全項目評価書」は、6月1日付けで当委員会のマイナンバー保護評価ウェブ及び評価実施機関のホームペ

- ージに掲載されました。今回の公表をもちまして、日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務について、全項目評価に必要な全ての手続を終了したことになりますので、御報告申し上げます。
- ○堀部委員長 ありがとうございました。

質問はございますか。公表されたという報告でした。ありがとうございました。 最後の2件目、議事概要につきまして事務局から説明をお願いします。

- ○栗原企画官 資料4を御確認ください。事務局におきまして資料4のとおり、4月22日 に開催されました第6回の委員会会議の議事概要の案を作成いたしました。内容を御確認 いただきまして御了承いただきますれば、ホームページに掲載したいと考えております。 以上でございます。
- ○堀部委員長 ありがとうございました。

これは各委員に事前に見ていただいております。特に御異議はありませんので、原案の とおりホームページに掲載することといたします。

本日の議題は以上です。本日の会議の資料につきましては、速やかに委員会のホームページで公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

- ○堀部委員長 そのようにさせていただきます。それでは、本日の会議は閉会といたしま す。今後の予定について事務局から説明をお願いいたします。
- ○松元総務課長 次回は6月21日火曜日の10時半からこの会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

また、本日の資料の公開の取扱いにつきましては、ただいまの決定どおり取り扱わせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○堀部委員長 ありがとうございました。